

宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領

平成 6 年 10 月 1 日

県土整備部技術企画課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、県が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「特定建設工事共同企業体」とは、県が発注する特定の建設工事の受注を目的として、この要領に定めるところにより結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第 3 条 特定建設工事共同企業体を入札に参加させることができる特定の建設工事(以下「対象工事」という。)の種類及び規模並びに設計金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類及び規模

ア 大規模工事であって技術的難易度の高い建設工事（道路、橋梁、トンネル、ダム、せき、空港、港湾、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事）

イ 特殊工法を要すること等により、県内業者への建設技術移転を目的として行う建設工事

ウ 新技術及び新工法の研究及び開発を目的として行う建設工事

(2) 対象工事の設計金額

建設工事の種類	設計金額
土木一式工事	5 億円以上
建築一式工事	5 億円以上
その他の建設工事	2 億円以上

2 前項第 1 号イ又はウに該当する建設工事にあつては、同項第 2 号に規定する規模に満たない場合においても、対象工事とすることができる。

3 第 1 項第 1 号アに該当する建設工事の中で、工事の規模及び技術的難易度から、対象工事を確実に円滑に施行することができるものと認められる場合には、対象工事に対応する建設工事の種類（以下「対象業種」という。）に係る有資格業者を当該工事に参加させることができるものとする。

(構成員の数)

第 4 条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2 又は 3 とする。

(構成員の組合せ)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 対象業種に係る有資格業者による組合せであること。

(2) 対象業種が要綱第 7 条第 2 項に規定する等級区分に応じた格付けを行う業種（以下

「格付業種」という。)にあつては、土木一式工事及び建築一式工事については特A級のみ、又は特A級及びA級、その他の建設工事についてはA級に格付けされた有資格業者による組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、各構成員は、対象工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 対象業種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けてからの営業年数が5年を超えていること。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 対象業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(出資比率)

第7条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 構成員の数が2の場合 30%
- (2) 構成員の数が3の場合 20%

(代表者の選定方法)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち最大の施工能力を有するものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(資格審査申請等)

第10条 知事は、特定建設工事共同企業体を入札に参加させようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体に参加できる入札である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者の要件
- (6) 入札参加資格審査申請に必要な書類
- (7) その他必要と認める事項

2 入札参加資格の認定に係る申請を行おうとする特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる書類を所定の日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)

- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 同種工事施工実績調書（別記様式第3号）
- (5) 主任（監理）技術者の資格・工事経験調書（別記様式第4号）
- (6) その他入札参加資格の認定に必要と認める資料

（資格審査等）

第11条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い審査の結果、この要領の規定に基づく要件を満たしていると認められるときは、当該特定建設工事共同企業体を有資格業者として認定するものとする。この場合において、認定に係る建設工事の種類が格付業種であるものにあつては、最上位等級に格付けされたものとみなす。

2 前項に規定する認定を受けた特定建設工事共同企業体は、認定の対象となった対象工事については、要綱第7条第4項に規定する建設業者等有資格業者名簿に登載された者とみなす。

3 知事は、第1項の規定による審査の結果、入札参加資格の認定をしなかった者については、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（別記様式第5号）によりその旨を代表者に通知するものとする。

（有効期間）

第12条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、県が契約を締結した特定建設工事共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、契約に係る対象工事の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

附 則

1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。

2 特定建設工事共同企業体取扱要領（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。